愛知県労働保険指導協会だより

令和５年初夏号

CHECK!

法改正

p2 令和５年４月　月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率が 50%以上に
令和５年４月　雇用保険料が変更
令和４年10月・令和6年10月　社会保険が適用拡大

p3 時間外労働＆休日労働をするために
３６協定の締結＆届出を

有給休暇

p4～5 有給休暇の消化義務Q＆A
有給休暇の付与日数／時間単位の有給休暇制度

労働時間（時間外労働）

p6 間違えやすい時間外労働のカウント

p7 事業場チェックリスト　労働時間管理＆36協定＆帳簿

有給

p8 有給休暇の付与条件である出勤率の計算方法

令和５年第１期労働保険料の納期です
納期限までにご納付をお願い致します

当会にて社会保険（健康保険・厚生年金保険）のお手続きをしております。詳しくは当会へ。

☎ 052-249-4334

会長の西村がブログを更新しております。下記をご覧ください。
「西村治彦の日記」

社会保険に加入しましょう

経営者の方も
所得補償のある労災保険に
任意で加入すれば
安心です。

労災保険

1人でも従業員を雇っていれば
加入義務あり（強制）。当会の事業所様は、
ご加入済みです。ただし、経営者の方のご
加入は、別途申し込みが必要です（任意）。
セーフティネットなのでご加入をお勧めします。

厚生年金保険

●法人
従業員の人数を問わず強制加入
●個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、理容業、等の一部の
業種は任意加入）

雇用保険

雇用保険料が
令和５年４月
に変更されました
詳しくは2ページ

31日以上引き続き雇用が
見込まれ、
1週間の所定労働時間が
20時間以上の従業員（パート・アルバイト等を含む）
を1人でも雇っていれば加入義務があります。

健康保険

健康保険・厚生年金保険の
加入対象が段階的に広がります
詳しくは2ページ

●法人
従業員の人数を問わず強制加入
●個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、理容業、等の一部の
業種は任意加入）

当会では 窓口一つで 労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金のお手続きをしています

下記は顧問契約が必要です（料金別途）

- 健康保険・厚生年金のお手続き
- 就業規則や労使協定の作成及び届出
- 助成金の申請
- 労務相談
- 給与計算、等

社会保険労務士 27名

西村治彦、原田淳也、
橋本宗太郎、津久井美知子、
西拓也、塩島英和、長和浩、
弓削学、松浦良介、
武藤雅子、舘野真一、
山崎勝則、菱野義将、
山崎千恵理、堀口晋作、
岩崎由帆、小山真史、有田公明、
榊原庄二、沼田敦、伊藤益弘、
萩原淳、山本隆史、林浩太、
齋藤慎、和泉智孝、神長寛人

西村社会保険労務士事務所の
所長の個人ブログを公開中

西村治彦の日記　検索

詳しくは当会まで

☎ 052-249-4334　愛知県労働保険指導協会　検索

今月の深堀り知識

「全労働日の8割以上の出勤率」
は有給休暇の付与条件ですが…

Q. 全労働日、出勤日に含まれる日、除かれる日は何ですか？

関連記事：5ページ「有給休暇の付与日数」

出勤率＝出勤日／全労働日

A. 全労働日とは、就業規則等で労働日として定められた日（暦日数から所定休日を除いた日）を言います。ただし、次のいずれかに該当する日は全労働日に含まれないものとされています。

★不可抗力による休業日
★使用者側に起因する経営・管理上の障害による休業日
★正当な同盟罷業（ストライキ）その他正当な争議行為により労務の提供が全くなされなかった日

出勤日は、算定期間の全労働日のうち出勤した日数です。遅刻・早退した日も含めます。
ただし、次の期間は、出勤率の算定上、出勤したものと扱います。

★業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業した期間
★育児・介護休業法にいう育児・介護休業をした期間
★産前産後の女性が法65条の規定によって休業した期間

編集と発行　労働保険事務組合 愛知県労働保険指導協会
〒460-0008 名古屋市中区栄4-17-20-305　電話：052-249-4334　FAX：052-249-4335
E-mail：info@aichi-kyoukai.com　URL http://aichi-kyoukai.com/